

答 申 書

答申第3号（諮問第3号）

令和6年10月31日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和6年6月21日付け井発第1634号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け井発第1577号により、井川町長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書非公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

当該家庭ごみ不収集に係る即時強制の義務を課するにあたり、条例での規定又は告示がないのであるから、法的拘束力はなく、義務を課することはできず、当該即時強制は是正されるべき。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

当町のごみ収集業務にあたっては「井川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び同条例施行規則に基づき実施しており、町は基より、指定事業者、町民が協力して廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び廃棄物の適正な処理を進めている。同条例では下記の通り規定している。

(指導及び助言)

第 6 条 町長は、廃棄物の適正処理及び再生利用の推進に関し、必要と認めるときは、町民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(町民の責務)

第 10 条 2 町民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、町の施策に協力しなければならない。

したがって、適正処理及び再生利用の推進に反して、一目瞭然に分別のできない、町が作成した袋ではない独自の袋で排出されたため、収集できない旨を記載したシールを当該袋に貼付し、適正処理に協力するよう指導したものであり（行政指導）、即時強制には当たらない。

以上の理由から、請求文書について作成されていないため不存在であるとい

う理由を付した当該処分を行ったものであり、当該処分は妥当である。

本件審査請求は、形式上、公文書の非公開決定処分について不服を申し立てているものの、実態として、公文書の非公開決定処分に対するものではなく、情報公開請求の対象となった告示がなされていないことについて、請求人の考える限りにおいて失当であることについて不平を述べ、町側に対して告示等を行うなどの作為を求めることで「適正な運営の確保」を求めているものである。

仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

「町指定ごみ袋以外のポリ袋等の使用による一般廃棄物の排出（シール貼付の上の収集拒否）に係る即時強制について廃掃条例に基づく告示（令和3年11月18日以前かつ直近のもの）」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成すべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け井発第1577号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年6月21日	諮問の受理（諮問第3号）
②	令和6年8月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和6年10月31日	答申案の審議
④	令和6年10月31日	答申

7 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 祐輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士